

「障害」表記変更の例

区分	用語の例	
《変更する例》 「障害」という用語が、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合	現行の表記	変更後の表記
	「障害」	「障がい」
《変更しない例》 ①法令等の名称 ②他の機関、大会等の名称等の固有名詞 ③医学用語等の専門用語を用いる場合 ④著作物を引用する場合 ⑤人の状態を表すものでない用語を用いる場合		
	(法令の名称) 障害者基本法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、 (法令に規定された用語) 障害者基本計画、身体障害者相談員、知的障害者相談員、 身体障害者福祉司、 身体障害者手帳、特別障害者手当、障害者週間、障害基礎年金、 障害福祉サービス、障害程度区分	
	(機関の名称) 国立身体障害者リハビリテーションセンター、 身体障害者更生相談所、 知的障害者更生相談所 (大会の名称) 全国障害者スポーツ大会、全国障害者芸術・文化祭、 山口県障害者芸術文化祭	
	腎臓機能障害、高次脳機能障害、広汎性発達障害	
	交通の障害、障害物の除去、電波障害	
《順次変更するもの》	当面の対応	変更の時期
①様式等	既存の様式は、省資源の観点から廃棄等を行わず最後まで使い切る	様式を新たに印刷する段階で、「障がい」と表記を変更する
②電算システムの改修を要するもの	システム改修終了の段階まで現状どおりとする	システム改修時期に合わせて、「障がい」と表記を変更する
③条例等の改正を要するもの	表記の変更のみの条例改正等を行わない	他の改正と併せて条例改正等を行う
④施設の表示	表記の変更のみの改修は原則行わない	施設の改修に併せて「障がい」と表示を変更する